イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00114

AS 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00261

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300

AS 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00374

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00406

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.45、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00114

AM 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00261

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300

AN　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AO　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.45、25 以上 50 未満の場合は 0.37、50 以上 75 未満の場合は 0.30、75 以上 100 未満の場合は 0.23、100 以上の場合は 0.16

δ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区